

プロフェッショナル人材事業について

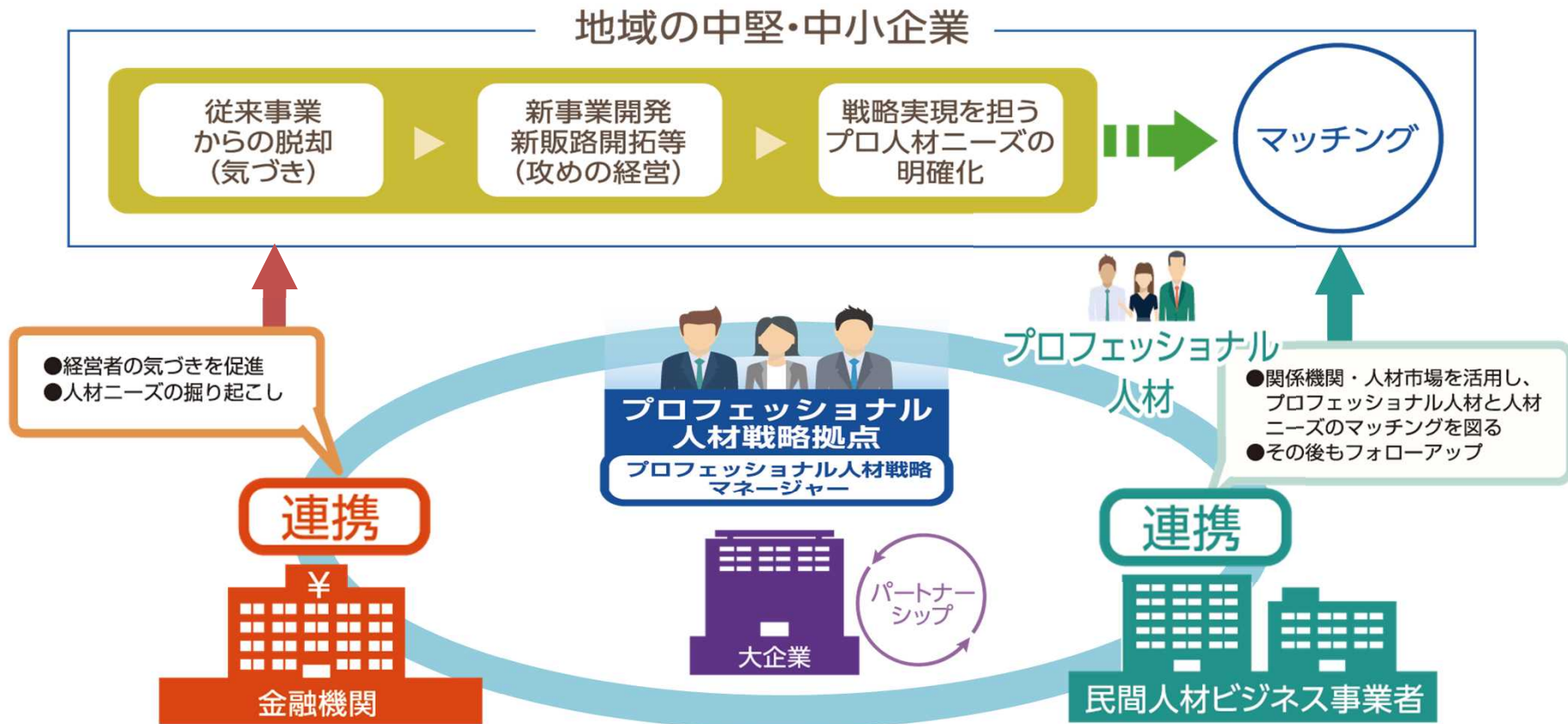
令和3年2月

内閣府地方創生推進事務局

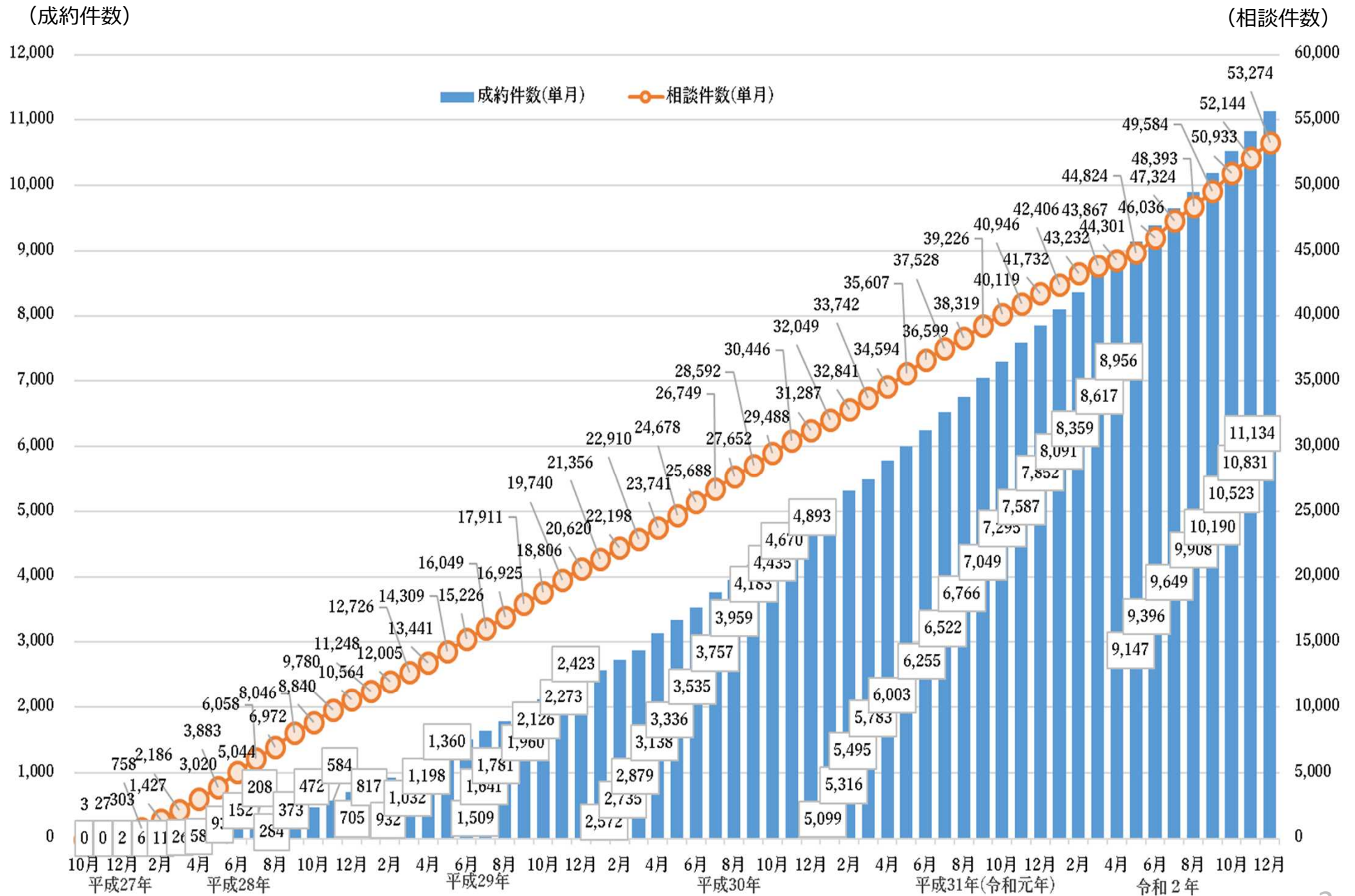
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

プロフェッショナル人材事業

- 45道府県（東京都と沖縄県を除く）が「プロフェッショナル人材拠点」を設置し、平成28年1月から本格稼働。潜在成長力ある地域企業に対し、経営戦略の策定支援とプロフェッショナル人材の採用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業を個別に訪問。経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すとともに、企業の成長に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。
- 地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘や成長戦略の策定などで積極的に連携。また、主に都市部大企業との人材交流の拡大や人材ビジネス事業者と密接に連携しつつ、常勤雇用のみならず副業・兼業などの多様な形態でのプロ人材の還流実現に取り組む。



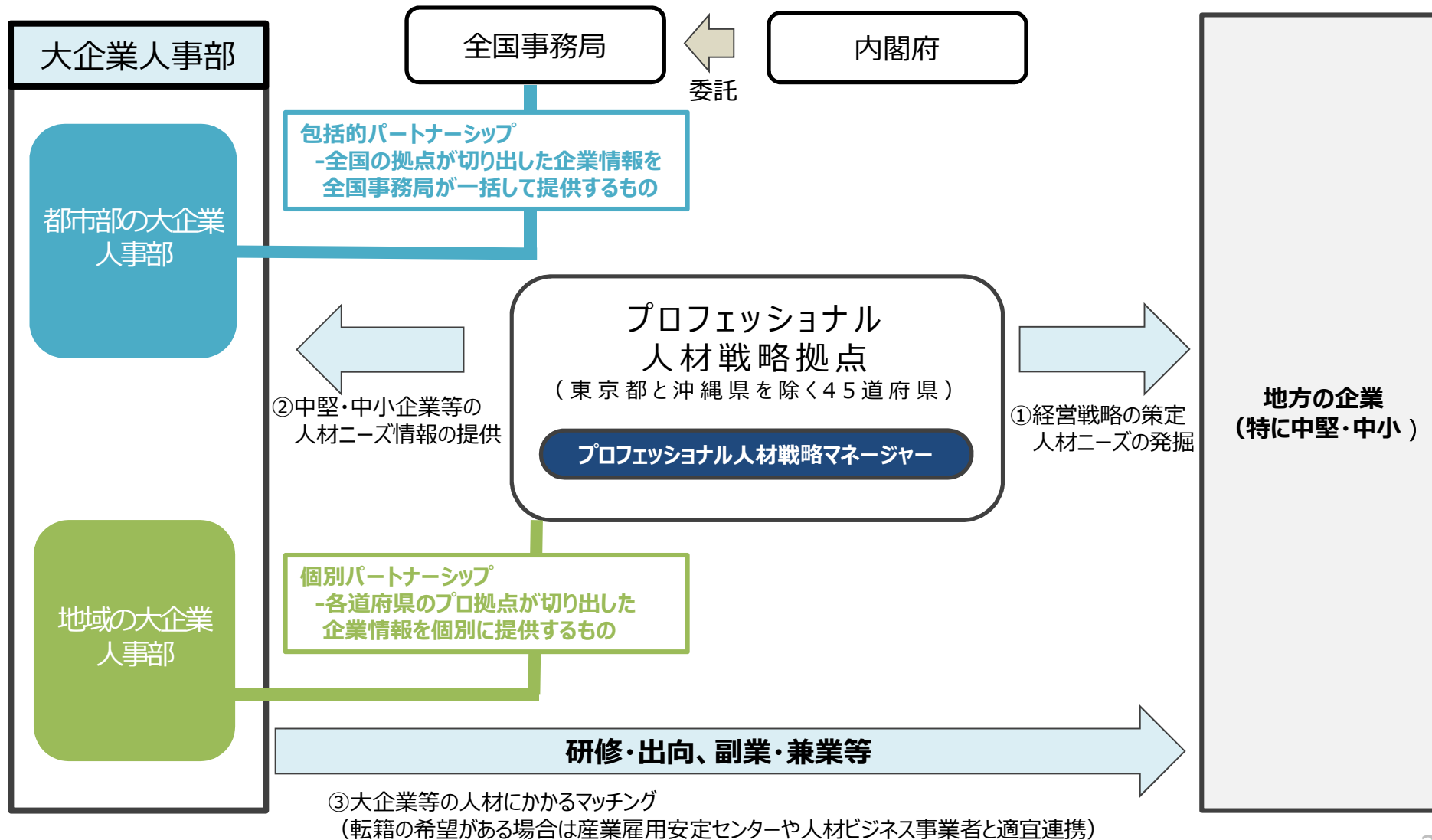
成約件数と相談件数の推移（累計）



○ 都市部大企業等との連携について

- プロフェッショナル人材戦略拠点とは都市部大企業等と連携し、地域企業のミッション等への関与を希望している都市部大企業等の人材を、期限付きの出向・研修等※という形態により、地域企業へ還流する取組を行っている。

※都市部大企業等の人材は期限後は原則送出元企業に戻るが、本人の希望により転籍するケースあり。



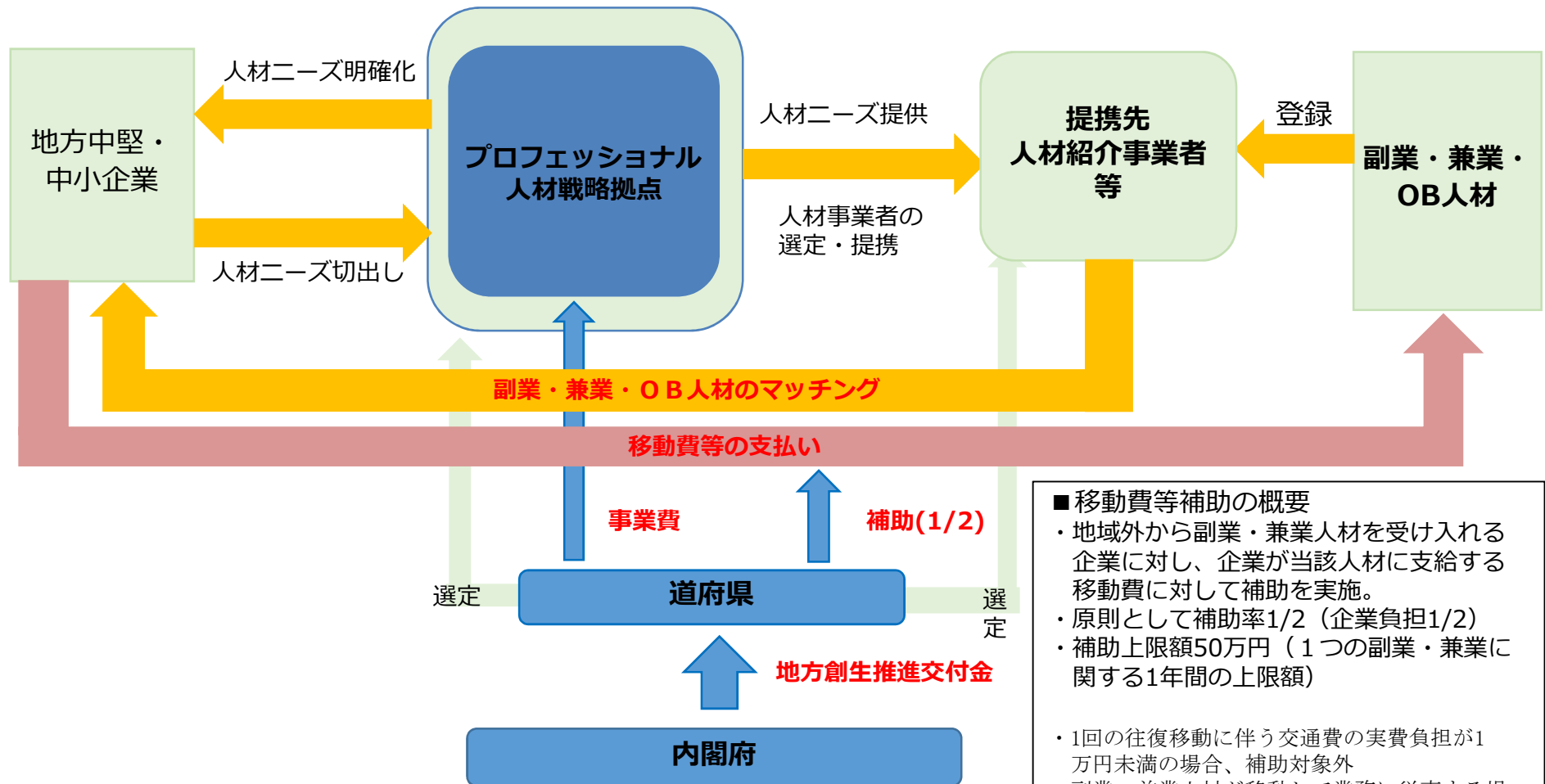
○ 都市部大企業等との連携強化

- プロフェッショナル人材戦略拠点とは都市部大企業等と連携し、地域企業のミッション等への関与を希望している都市部大企業等の人材を、期限付きの出向・研修等※という形態により、地域企業へ還流する取組を行っている。連携先は39社、今後さらに拡大予定。
- 平成28年9月以来、成約実績は158件。(令和2年12月末時点)

NO	社名	事業内容	NO	社名	事業内容	
1	AOI TYO Holdings株式会社	情報・通信業	21	株式会社日本経済新聞社	情報・通信業	
2	旭化成株式会社	製造業（化学）	22	日本電気株式会社	製造業（電気機器）	
3	アサヒグループホールディングス株式会社	製造業（食品）	23	株式会社博報堂	情報・通信業	
4	味の素株式会社	製造業（食品）	24	パナソニック株式会社	製造業（電気機器）	
5	江崎グリコ株式会社	製造業（食品）	25	東日本旅客鉄道株式会社	運輸業（陸運）	
6	AGC株式会社	製造業（窯業）	26	富士通株式会社	製造業（電気機器）	
7	オムロン株式会社	製造業（電気機器）	27	丸紅株式会社	総合商社	
8	株式会社キーエンス	製造業（電気機器）	28	みずほ フィナン シャル グループ	株式会社みずほフィナンシャルグループ	銀行持株会社
9	株式会社キヤノン	製造業（電子部品）	29		株式会社みずほ銀行	銀行業
10	コニカミノルタ株式会社	製造業（電気機器）	30		みずほ証券株式会社	証券業
11	サントリーホールディングス株式会社	製造業（食品）	31		みずほ情報総研株式会社	コンサルティング・情報処理
12	住友商事株式会社	総合商社	32		みずほ信託銀行株式会社	信託銀行業
13	全日本空輸株式会社	運輸業（空運）	33	三井物産株式会社	総合商社	
14	ソニー株式会社	製造業（電気機器）	34	株式会社村田製作所	製造業（電気機器）	
15	SOMPOひまわり生命保険株式会社	保険業	35	ライオン株式会社	製造業（化学）	
16	大日本印刷株式会社	製造業（印刷）	36	リコー グループ	株式会社リコー	製造業（電気機器）
17	田辺三菱製薬株式会社	製造業（医薬品）	37		リコージャパン株式会社	情報・通信業
18	株式会社ティーガイア	情報・通信業	38	YKK グループ	YKK株式会社	製造業（ファスニング）
19	東京エレクトロン株式会社	製造業（電気機器）	39		YKKAP株式会社	製造業（建材）
20	東レ株式会社	製造業（繊維）				(令和3年1月7日現在、五十音順)

※出向・研修後、都市部大企業等の人材は原則送元企業に戻るが、本人の希望により転籍するケースあり。

プロフェッショナル人材戦略拠点の概要図



- 移動費等補助の概要
- ・地域外から副業・兼業人材を受け入れる企業に対し、企業が当該人材に支給する移動費に対して補助を実施。
 - ・原則として補助率1/2（企業負担1/2）
 - ・補助上限額50万円（1つの副業・兼業に関する1年間の上限額）

- ・1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円未満の場合、補助対象外
- ・副業・兼業人材が移動して業務に従事する場所は、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（一都三県）以外の道府県、又は一都三県内の条件不利地域

例えば、年間の移動費総額が100万円の場合、うち50万円が企業負担額、うち50万円が公費負担額（うち道府県費1/2、国費1/2）